

法人税の顧問月額報酬について

さいたま市岩槻区本町5丁目6番37号
 金井会計事務所
 TEL. 048(757)5701
 FAX. 048(758)1930

税理士会の規定の報酬額では次のとおりとなっています。

■ 法人税の顧問月額報酬

期首資本金等基準	年取引金額基準	
500万円未満	5,000万円未満	50,000円
1,000万円未満	1億円未満	70,000円
3,000万円未満	3億円未満	85,000円
5,000万円未満	5億円未満	100,000円
1億円未満	10億円未満	130,000円
3億円未満	30億円未満	160,000円
5億円未満	50億円未満	190,000円
5億円以上	50億円以上	220,000円
2億円増すごとに	20億円増すごとに	3万円を加算

当事務所では税理士会規定の報酬額合計額の1/2を報酬基本額として、さらに、一ヶ月の仕訳数基準により調整させていただきます。

■ 記帳代行料

一ヶ月当たりの 仕訳数基準	記帳料月額	
	会計伝票等	会計ソフト・F X 2 利用
500行未満	10%増額	40%減額
700行未満	20%増額	20%減額
1,000行未満	30%増額	0%減額
1,500行未満	40%増額	10%増額
2,000行未満	50%増額	20%増額
100行増すごとに	10%加算	10%加算

【計算例】

※資本金 300万円 売上高 3,000万円 仕訳数 200行 (F X 2 利用) の場合

- ◎ 報酬基本額 (50,000円 + 50,000円) ÷ 2 = 50,000円
- ◎ 仕訳数基準適用 50,000円 × 60% = 30,000円 (千円未満切捨)
- ◎ F X 2 賃貸料 9,000円 (税抜)
- 月額顧問料 39,000円 (T2)

なお、消費税計算報酬は、上記報酬に含まれております。